

# 介護老人保健施設 浮間舟渡園 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）運営規程

（運営規程設置の趣旨）

第1条 医療法人慈誠会が開設する介護老人保健施設浮間舟渡園（以下「当施設」という。）が実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 当施設における通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条

- （1） 当施設では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法・作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるように在宅ケアの支援に努める。
- （2） 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- （3） 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従事者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- （4） 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- （5） 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「安心かつ安全に」、そして「居心地良く」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- （6） サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- （7） 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかるとしての利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- （8） 当施設は、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（施設の名称及び所在地等）

第4条 当施設の名称所在地等は次の通りとする。

- （1） 施設名 医療法人社団慈誠会 介護老人保健施設 浮間舟渡園
- （2） 開設年月日 平成23年4月1日
- （3） 所在地 東京都板橋区舟渡1丁目17番1号
- （4） 電話番号 03-5994-5510 ファックス番号 03-5994-5516
- （5） 管理者名 森 弥生
- （6） 介護保険指定番号 介護老人保健施設（1351980014号）

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従業者の職種、員数は、次の通りであり、必置職については法令の定めるところによる。(常勤換算後の人員を示す。)

- |     |                     |            |         |
|-----|---------------------|------------|---------|
| (1) | 施設管理者               | (医師と兼務)    | 1人      |
| (2) | 医師                  | (入所・通所と兼務) | 1人      |
| (3) | 介護職員                |            | 2人以上    |
| (4) | 理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士 |            | 0. 2人以上 |

(従業者の職務内容) (入所と通所リハビリテーションを兼務)

第6条 当施設職員の職務内容は、次の通りとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づく介護を行う。またレクリエーション等の計画、指導を行う。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、区市町村との連携を図る他、ボランティアの指導を行う。
- (6) 理学療法士・作業療法士及び言語聴覚士(以下「理学療法士等」とする)は、リハビリテーションプログラムを作成するとともに機能訓練の実施に際し指導を行う。
- (7) 管理栄養士、栄養士は、献立の作成、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等利用者の食事管理、食事相談を行う。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (9) 調理員は、栄養士の指示のもとに、調理を行う。
- (10) 事務員は、保険請求業務等、事務処理を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 祝祭日及び年末年始(12月31日から1月3日)を除く、毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。
- (2) 営業日の午前9時50分から午後3時50分までを営業時間とする。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーション(介護予防含む)の利用定員数は、20人とする。

(通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の内容)

第9条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は、医師、理学療法士等及び看護職員リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づいて、理学療法その他必要なりハビリテーションを行う。

個別リハビリテーションの提供

- (1) 在宅生活の継続を目的として、実用的な在宅生活における諸活動の自立性の向上のために、理学療法、実用歩行訓練・活動向上訓練・運動療法等を組み合わせることで個々の利用者の状態に応じて、1人の理学療法士が1人の利用者に対して個別に20分以上の個別リハビリテーションを実施する。
- (2) 個別リハビリテーションを行うにあたっては、医師、看護師、理学療法士等が共同し

て、リハビリテーション実施計画書を作成し、これに基づいて行った個別リハビリテーションの効果、実施方法等について評価等を行う。

- (3) 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、入浴介助もしくは、特別入浴介助を実施する。
- (4) 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、食事を提供する。
- (5) 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

（利用者負担の額）

第10条 利用者負担の額を以下の通りとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、食費、日用品費、教養娯楽費、理美容代、おむつ代、その他の費用等を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。
- (3) 利用料金表を別紙1に示す。

（通常の事業の実施地域）

第11条 通常の事業の実施地域を以下のとおりとする。

原則板橋区及び北区内とする。

（身体拘束の取り扱い）

第12条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

（虐待の防止等）

第13条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（褥瘡対策）

第14条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第15条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の利用に当たっての留意事項を以下の通りとする。

- |            |                 |
|------------|-----------------|
| ・喫煙        | 禁止します。          |
| ・飲酒        | 禁止します。          |
| ・火気の取扱い    | 禁止します。          |
| ・設備、備品の利用  | 丁寧に扱って下さい。      |
| ・所持品の持ち込み  | 必要最小限のものとして下さい。 |
| ・金銭、貴重品の管理 | 施設ではお預かりできません。  |

- ・宗教活動 禁止します。
- ・ペットの持ち込み 禁止します。
- ・通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用時に医療機関で受診する場合は、診察の際または診察後必ず施設へご連絡下さい。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」を禁止します。
- ・他利用者への迷惑行為を禁止します。

（非常災害対策）

第16条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には事務長を充てる。
- (2) 火元責任者には施設職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上  
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
  - ②利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
  - ③非常災害用設備の使用法の徹底……随時
 その他必要な災害防止対策についても、必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 当施設は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

（業務継続計画の策定等）

第17条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第18条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等で事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。さらに区市町村および利用者の家族へ連絡を行う。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。さらに利用者の家族へ連絡を行う。
- 3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
- 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(職員の服務規律)

第19条 職員は関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意する。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第20条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。年2回以上実施する。

2 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第21条 当施設職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団慈誠会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第22条 当施設職員はこの当施設が行う年1回の健康診断を受診する。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第23条

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- (2) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (3) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (4) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
- (5) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- 3 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 4 管理栄養士、栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 5 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務)

第24条 当施設職員に対して、当施設職員である期間および当施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(苦情処理)

第25条 提供した通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

(その他運営に関する重要事項)

第26条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の利用定員を超えて利用させない。

- (1) 運営規程の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、その他の重要事項を施設内に掲示する。
- (2) 当施設は、適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- (3) 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない運営に関する重要事項については、医療法人社団慈誠会介護老人保健施設浮間舟渡園の運営委員会において定めるものとする。

付 則

- この運営規程は、平成25年7月1日より施行する。
- この運営規定は、平成30年8月1日より施行する。
- この運営規定は、令和3年8月1日より施行する。
- この運営規定は、令和4年1月1日より施行する。
- この運営規定は、令和6年11月1日より施行する。